

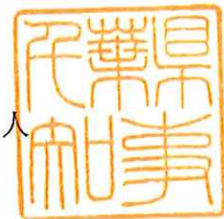
小規模産業廃棄物処理施設設置許可証

令和7年9月1日

住 所 東京都大田区南雪谷一丁目6番6号
氏 名 酒井建設工業株式会社
代表取締役 中島 聖智

千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例第12条第1項の規定により、設置の許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許 可 の 年 月 日	平成15年7月8日	許可番号	第15-20-1-6号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	破砕施設（条例第12条第1項第2号） 廃プラスチック類，木くず		
設 置 場 所	千葉県四街道市鹿放ヶ丘178-4ほか		
処 理 能 力	廃プラスチック類 3.2t/日（8時間） 木くず 4.3t/日（8時間）		
許 可 の 条 件	なし		
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成15年7月8日 新規許可
令和3年2月3日 変更届（代表者の変更）
令和7年7月3日 変更届（代表者の変更）

（以下余白）